

厚生労働省
経済産業省告示第三号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

令和六年四月一日

厚生労働大臣 武見 敬三
経済産業大臣 齋藤 健
環境大臣 伊藤信太郎

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称 整理番号

274 N, N, N-トリメチル-N-オキシニルメタンニニウム塩 (2)-343

275 3-[(2-エチルヘキシル)オキシ]プロパン-1, 2-ジオール (2)-414

276 2-(2-アトキシエトキシ)エタン-1-オール (別名ジエチレングリコールメソチルエーテル) (2)-422
7-97

277 N, N-ジメチルアセトアミド (2)-723

278 酢酸エチル (2)-726

279 酢酸n-プロピル (2)-727

280 3-(N, N-ジメチルプロパン-1-アミノニウムイオン) 2-ヒドロキシプロパン-1-スルホネートと主成分(80%以上)とする、亜硫酸ナトリウムと(クロム酸)オキシランとN, N-ジメチルプロピル-1-アミンとの反応生成物 (2)-1667
(2)-4305

281 カリウム=オクタデセンシルホネート又はカリウム=オクタデセンシルホネート又はカリウム=ヒドロキシオクタデセンシルホネート又はカリウム=オクタデセンシルホネート (2)-2807
(9)-2038

282 カリウム=オクタデセンシルホネート又はカリウム=ヒドロキシオクタデセンシルホネート又はカリウム=オクタデセンシルホネート又は二カリウム=オクタデセンシルホネート (2)-2807
(9)-2038

283 マチル=3-(3, 5-ジ-tert-ブチル-4-ヒドロキシフェニル)プロパン-1-オール (3)-1736
(3)-1761

284 3-アトキシオクタデセンシル-3, 5-ジオール (3)-2492
アトキシオクタデセンシル-3, 5-ジオール (5)-3881

285 1, 4-ジオキサシクロヘキサジエン-5, 16-ジオン (5)-3881

農林水産省告示第六百九十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第四十条の六第五十一項第四号の規定に基づき、平成二十五年四月一日農林水産省告示第八百三十三号（租税特別措置法施行令の規定に基づき、農業に従事することを不可能にさせる故障を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年四月一日

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第四十条の六第四十五項第四号の規定に基づき、農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので告示する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる事由により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したもの</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>(四) 介護保険法第八十二条第八項に規定する介護老人保健施設への入所</p>	<p>租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第四十条の六第四十五項第四号の規定に基づき、農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので告示する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる事由により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したもの</p> <p>(一) (三) (略)</p> <p>(四) 介護保険法第八十二条第七項に規定する介護老人保健施設又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八十二条第六項に規定する介護療養型医療施設への入所</p>

附則

1 (施行期日) この告示は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「租税法」という。）第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者がこの告示の施行の日前に同条第二十二項に規定する営農困難時貸付けをした場合については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の日前に租税法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人がこの告示の施行の日前に同条第二十八項に規定する営農困難時貸付けをした場合については、なお従前の例による。

農林水産省告示第七百号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年四月一日

農林水産大臣 坂本 哲志